

平成 26 年 1 月 22 日

各 位

東京都足立区椿二丁目2番2号  
株式会社アークコア  
代表取締役社長 正渡 康弘  
(コード番号:3384 名証セントレックス)  
問合せ先:取締役管理本部長 土屋 勉  
電話番号:(03)5837-3611

## 株式の分割、単元株制度の採用及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり株式の分割、単元株制度の採用及び定款一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更の目的

当社は、全国証券取引所が平成 26 年 4 月 1 日までに売買単位を 100 株または 1,000 株に集約することを踏まえ、単元株式数を 100 株とする単元株制度を採用することにいたしました。また、単元株制度の採用とあわせて当社株式 1 株につき 100 株の割合をもって分割する株式の分割を実施することにいたしました。

#### 2. 株式の分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成 26 年 2 月 28 日(金曜日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

株式の分割前の発行済株式総数	19,700 株(本日時点)
今回の分割により増加する株式数	1,950,300 株(注)
株式の分割後の発行済株式総数	1,970,000 株(注)
株式の分割後の発行可能株式総数	7,880,000 株

(注) 本日現在の発行済株式総数に基づく株式数であり、新株予約権の行使等により株式の分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

##### (3) 分割の日程

基準日公告 平成 26 年 2 月 13 日(木曜日)  
基準日 平成 26 年 2 月 28 日(金曜日)  
効力発生日 平成 26 年 3 月 1 日(土曜日)

#### (4) 新株予約権行使価額の調整

上記の株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式の数及び1株当たりの行使価額を平成26年3月1日(土曜日)以降、以下のとおり調整いたします。

##### 平成16年12月28日定時株主総会決議

	調整前		調整後	
	新株予約権の目的となる株式の数	1株当たり行使価額	新株予約権の目的となる株式の数	1株当たり行使価額
第1回 新株予約権	1株	63,366円	100株	634円

##### 平成18年1月27日定時株主総会決議

	調整前		調整後	
	新株予約権の目的となる株式の数	1株当たり行使価額	新株予約権の目的となる株式の数	1株当たり行使価額
第2回 新株予約権	1株	202,043円	100株	2,021円

### 3. 単元株制度の採用

#### (1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割の概要」に記載した株式分割の効力発生を条件として、単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

#### (2) 新設の日程

効力発生日 平成26年3月1日(土曜日)

(参考)平成26年2月26日(水曜日)をもって、名古屋証券取引所における売買単位は1株から100株に変更されることとなります。

### 4. 定款一部変更について

#### (1) 変更の理由

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とするため、100株を1単元とする単元株制度の採用を行います。

本定款一部変更は、平成26年3月1日を効力発生日として、の単元株制度を採用し単元株式数を100株とするため、第8条(単元株式数)を新設し、これらに伴い条数の繰り下げを行うものであります。

当社は単元株制度の採用とあわせて株式の分割を行うこととし、平成26年3月1日を効力発生日として、1株を100株に分割する株式の分割を実施することを決定いたしました。これに伴い、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更するものであります。

( 2 ) 変更の内容

変更案は別紙のとおりです。

( 3 ) 変更の日程

定款変更の効力発生日

平成 26 年 3 月 1 日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 ~ 第5条  (条文省略)	第1条 ~ 第5条  (現行どおり)
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>78,800株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>7,880,000株</u> とする。
第7条 (条文省略)  (新設)	第7条 (現行どおり)  (単元株式数)
第8条 ~ 第43条  (条文省略)	<u>第8条</u> 当社の単元株式数は100株と する。
第8条 ~ 第43条  (条文省略)	第9条 ~ 第44条  (現行どおり)